

## 【R&Iグリーンボンドアセスメント】

日立キャピタル株式会社 第77回無担保社債（グリーンボンド）

：GA1 予備評価

：セカンドオピニオン

（セカンドオピニオンとは、グリーンボンド原則等への適合性に関する意見です。）

格付投資情報センター(R&I)は上記のR&Iグリーンボンドアセスメント（GA1（予備評価）、セカンドオピニオン）を公表しました。

### 【対象債券の概要】

名称	日立キャピタル株式会社 第77回無担保社債（グリーンボンド）
発行体	日立キャピタル株式会社
発行額	100億円（予定）
R&Iグリーンボンドアセスメント	GA1（予備評価）
発行日	未定
償還日	未定

### 【概要】

日立キャピタル（以下、当社）は、大手総合リース会社である。国内外に広範な顧客を持ち、幅広く事業を展開している。香港や欧米などにも進出しており、英国では消費者向けファイナンスでトップクラスの市場地位を持つ。中期経営計画の中において、2018年度累積発電容量の目標として500MWを超える風力・太陽光などの再生可能エネルギーの導入を掲げるなど、環境・エネルギー事業にも積極的に取り組んでいる。

今般、グリーンボンドを発行するのに先立ち、グリーンボンド原則（Green Bond Principles）の4基準である、調達資金の使途（太陽光発電、風力発電等）、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポーティングに関する発行体の対応方針であるグリーンボンドフレームワークを策定した。尚、今次発行されるグリーンボンドの調達資金の使途は、現在開発中の太陽光発電所の設備購入資金等に充当される予定である。

### 【R&Iグリーンボンドアセスメント】

R&Iは、R&Iグリーンボンドアセスメントに定める評価方法に従い、本グリーンボンドの調達資金が環境問題の解決に資する事業に投資される程度が非常に高いと判断し、GA1（予備評価）を付与した。なお、本件は予備評価であり、最終的な発行内容などを確認し、改めて評価を行う。

### 【グリーンボンド原則等に適合する旨のセカンドオピニオン】

また、グリーンボンドフレームワークがグリーンボンド原則2018及び環境省のグリーンボンドガイドライン2017年版に則ったものである旨のセカンドオピニオンを提供する。

なお、今回発行を予定している本グリーンボンドについて、債券の発行額や期間、具体的な対象事業・資産の内容や充当スケジュール等の内容を踏まえ、本フレームワークに則ったものとなっていることを確認している。

## 【評価理由】

- ・ 本フレームワークにおける調達資金の用途となる対象事業は、太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーによる発電事業である。尚、今次発行されるグリーンボンドの調達資金は、現在子会社において開発されている太陽光発電事業の設備購入等のための子会社向け貸付金の一部（新規貸付金（約4割）及びリファイナンス（約6割））に充当される予定である。
- ・ R&Iは、(1) 各対象事業から十分な環境改善効果が見込めるか、(2) 開発、運営時において環境面における潜在的にネガティブな効果への配慮がなされているかについて、対象事業に関する日立キャピタルの審査基準や今次充当予定の太陽光発電事業に関して、面談、及び、審査基準や事業・環境に関する調査レポート等にて確認を行い、調達資金の用途がグリーンボンドの資金用途として妥当と判断した。
- ・ プロジェクトの評価と選定のプロセスについて、本フレームワークの内容等から、対象事業は当社の経営方針に基づく重要課題の一つである「持続的で安定したエネルギー資源」に則して選定される。また、当社の財務部、CSR推進部及び環境推進委員会が適格クライテリアに合致するプロジェクトを選定し、執行役社長兼CEOが最終決定するものとされている。複数部署が関係することより、対象事業の選定について、牽制・確認機能が確保され、さらには、経営トップの関与もあることから、組織的な取り組みがなされていると評価できる。
- ・ 調達資金の管理は、財務部が社債の管理フローに基づき行う。調達資金が対象事業にすべて充当されるまでの間は出納帳にて管理される。また、当該調達資金が充当されるまでの間は、現金又は現金同等物にて管理される。尚、今次発行されるグリーンボンドの調達資金は、発行から1年程度の間に対象プロジェクトに充当される見込みである。
- ・ レポーティングについては、対象資産の資金充当状況及び環境改善効果等を、当社ウェブサイト又は「日立キャピタルレポート」のいずれか（又は両方）にて、年次で開示される予定となっている。開示内容及び開示の頻度など妥当な内容となっている
- ・ 当社は、2005年に環境方針を策定し、その方針に基づくグループ共通戦略、中期経営計画を定め、再生可能エネルギーの導入を含む、環境・エネルギー事業に幅広く積極的に取り組んでいる。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

## ■ 発行体(日立キャピタル)の概要

当社は、大手総合リース会社である。国内外に広範な顧客を持ち、幅広く事業を展開し安定した事業基盤を構築している。同業他社に先駆けて香港や欧米に進出し、海外事業の収益貢献度が高いのが特徴である。海外では事業・人材ともに現地化を進めており、英国では消費者向けファイナンスでトップクラスの市場地位を持つ。

当社は、「社会とお客さまから求められる価値の創造を通して、より豊かな社会づくりに貢献すること」をめざし、Principles（経営理念）として「持続的成長」「人間尊重」「企業倫理の実践」を掲げている。また、SDGs（Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標）をはじめとする社会の期待に真摯に向き合い、地球環境を考え、社会の発展と人々の豊かな暮らしを実現するためにCore Values（行動指針）を実践し、「社会価値創造企業」として、新しい社会価値を創造することが当社において、CSRの重要課題であると位置づけている。

また、より豊かな社会づくりに貢献する経営方針の実現に向け、地球環境への配慮を社会の要請と考え、環境に配慮した製品・サービスの取扱い等を規定した環境方針を2005年に制定し、環境問題への取り組みを推進している。

さらには、事業活動での環境負荷を低減し、より多くの人々や長期的な社会の課題解決に寄与する観点から、単体にとどまらずグループ全体での環境負荷の把握・目標設定をめざし、競争力強化に寄与する質の高い経営基盤を構築するために、グループ共通戦略を策定している。特に、脱炭素社会の実現は、当社の環境側面の最重要課題として、グループ全体でサプライチェーンを含めたCO2の把握・パリ協定に準じる目標設定を推進している。

当社は、包括的なエネルギーソリューションを提供し、低炭素社会の実現に貢献するため、2016-2018年度中期経営計画にて、環境・エネルギー事業を注力分野として位置づけており、太陽光発電・風力発電・小水力発電の機器・設備のリース事業だけではなく、当社グループでの再生エネルギー発電事業、資源循環、水をはじめとする自然資本の有効活用も展開するなど、環境・エネルギー事業を積極的に推進している。

当社は、上記経営方針に基づく、環境方針、グループ共通戦略、中期経営計画を達成するために、再生可能エネルギー発電事業に係る資金をグリーンボンド発行により調達することを計画している。

## ■ グリーンボンドフレームワーク(日立キャピタルグリーンボンド)の概要

日立キャピタルは、グリーンボンド発行に当たり、グリーンボンド原則（Green Bond Principles）の4基準である、調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポーティングに関する発行体の対応方針であるグリーンボンドフレームワークを作成した。本フレームワークの概要は、以下の通りである。

### 1. 調達資金の使途：Use of Proceeds

- グリーンボンドの調達資金は、以下の選定基準を満たす事業に充当される予定である。

事業区分	プロジェクト名
再生可能エネルギー	太陽光発電、風力発電等

- 対象事業は、当社又は当社子会社が、当社の資金で投資・出資を行う再生可能エネルギー発電事業である。
- 当面の主な対象事業は太陽光発電事業と風力発電事業である。将来的には、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」において定められる太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスに関する発電事業が対象となり得る。
- 調達資金の使途は、対象事業の設備購入資金等に必要な費用である。子会社が事業を行う場合は子会社に対する貸付金が対象となる。また、新規に拠出する資金、又は、既に拠出している資金に関しては当該資金に関わる借入金のリファイナンスに充当される。

#### (投資適格基準)

- 日本国内で取り組むものであること。
- 対象設備、案件において設備認定（経済産業省）、許認可を得たものであり、環境アセスメントの結果が適正であること。
- 潜在的にネガティブな環境面・社会面の影響を配慮していること。具体的には後述のリスク緩和策を行っていること。
- 顧客が事業主体となる場合は、上記について行っていることを顧客が表明していること。

#### (その他条件)

- 投資資金は、以下の条件のいずれかを満たすものであること。
  - 関連グリーンボンドの発行日から遡って24ヶ月以内に運転開始（事業を開始）されたものであること。
  - 関連グリーンボンドの発行日以後に運転開始（事業を開始）が予定されたものであること。

## 2. プロジェクトの評価と選定のプロセス: Process for Project Evaluation and Selection

### プロジェクト選定プロセス

- ・ 当社は、「社会価値創造企業」をめざし、「持続的で安定したエネルギー資源利用」を当社の経営方針に基づく重要課題のひとつとして定めている。
- ・ この重要課題を解決するためのプロジェクト選定として、①プロジェクト実施による環境及び社会的な影響とその対応を確認する目的で当社が定めた「再生可能エネルギー事業投資ガイドライン」の各項目を満たしていることを確認する。本ガイドラインを充足もしくは充足が見込まれる場合、②「再生可能エネルギー事業投資取扱規定におけるチェックリスト」に基づき各項目の調査・検討を行う。さらに、③当社の経営方針に基づく重要課題の解決に資するものとして定めた適格クライテリアをすべて満たすことを確認し、プロジェクトを選定する。

### プロジェクト選定関与者

- ・ 当社の財務部、CSR推進部、及び環境推進委員会が適格クライテリアに合致するプロジェクトを選定する。
- ・ 上記プロジェクトの選定については執行役社長 兼 CEOが最終決定する。

### プロジェクトから想定されるリスク

#### (1) 環境リスク

太陽光発電設備及び風力発電設備の開発、建設、設置及び運営にあたり生じる、意図しない土地の劣化及び汚染

#### (2) 社会的リスク

太陽光発電及び風力発電建設現場周辺の住民へのネガティブな影響等

### リスク緩和策

#### (1) 法令等の遵守

##### ①環境関連法令の遵守

当社グループは、プロジェクトの建設および設置に伴って適用される環境関連法に準拠し、プロジェクトに対してコンプライアンスチェックを実施している。

##### ②環境アセスメント

- ・ 太陽光発電

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法改正法」に基づいて策定された、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」及び再生可能エネルギー固定価格買取制度を踏まえ、社内にて投資ガイドラインを策定の上、取り組んでいる。

- ・ 風力発電

所在の地方公共団体における環境影響評価条例に基づく環境アセスメント及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が作成した「風力発電のための環境影響評価マニュアル」等を踏まえ、社内にて投資ガイドラインを策定の上、取り組んでいる。

## (2) マネジメント体制

当社は、持続可能な社会・環境の実現を図るべく、環境マネジメントシステム体制を構築している。環境マネジメントシステム体制は、環境事業に係る執行役を環境管理責任者とし、各部門の環境委員から構成される環境推進委員会で構成され、年度の環境計画の立案・推進をしている。環境推進委員会では主に、環境データの適宜収集、課題共有及び年次環境計画の作成を行っている。また、日立グループの内部環境監査を活用し、環境マネジメントシステムの継続的な改善に努めている。

## 3. 調達資金の管理: Management of Proceeds

- ・ 調達資金の充当及び管理は、当社財務部が行う。
- ・ 調達後に資金充当する場合、すべて充当されるまで出納帳にて管理する。
- ・ 調達資金の全額が適格要件を満たす再生可能エネルギー事業に充当されるまでの間は、発行時の開示書類の他、「日立キャピタルレポート」又は当社ウェブサイト上のいずれか（又は両方）にて、年次で開示する予定である。
- ・ 開示内容には、プロジェクトに充当された金額、ファイナンス/リファイナンスの割合及び未充当金額を含む予定である。
- ・ 調達資金の充当が決定されるまでの間は、調達資金は現金又は現金同等物にて管理する旨をグリーンボンド発行時に発行登録追補書類等の法定書類で開示予定である。

## 4. レポートニング: Reporting

- ・ 「日立キャピタルレポート」又は当社ウェブサイト上のいずれか（又は両方）にて、年次で開示予定である。
- ・ なお、レポートニング状況の正確性については、年に1度、R&Iの第三者レビューを受ける予定である。
- ・ 「日立キャピタルレポート」又は当社ウェブサイト上のいずれか（又は両方）にて、年次で開示予定である。
  - － 調達資金の充当額
  - － 調達資金を充当した案件数
  - － 資金充当された案件により発電された発電量（出力基準の理論値）
  - － 資金充当された案件により削減された CO2 排出量
  - － （守秘義務の観点から可能な限り、）資金充当された再生可能エネルギー投資（先）の概要

## ■ グリーンボンドフレームワークに対する評価（セカンドオピニオン）

R&Iは、R&Iグリーンボンドアセスメントの評価方法に則り、日立キャピタルの作成するグリーンボンドフレームワークが、グリーンボンド原則2018及び環境省のグリーンボンドガイドライン2017年版に適合しているか否かの確認を行った。

### 1. 調達資金の使途: Use of Proceeds

グリーンボンドの調達資金が、環境問題の解決に資する事業に投資されるためには、まず調達資金の充当先である対象事業が、環境問題の解決に資する事業である必要がある。

#### 主な評価の根拠

- ・ 本フレームワークの内容の確認
- ・ 本グリーンボンドの対象事業の審査内容等の確認

#### 評価

- ・ 本フレームワークでは、調達資金は、当社又は当社の子会社が行う太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギー発電事業に係る設備購入資金等に必要な費用に充当される。対象事業は、新規に開発する発電事業か、稼働開始から2年以内の事業に限定されている。また、子会社が行う事業に充当する場合は当社からの貸付金が直接的な資金使途となる。
- ・ R&Iは、当面の対象事業として想定されている太陽光発電事業と風力発電事業について、(1) 各対象事業から十分な環境改善効果が見込めるか、(2) 開発、運営時において環境面における潜在的にネガティブな効果への配慮がなされているかについて、面談や書面等にて確認を行い、問題がないと判断した。以下その理由を記載する。
- ・ 対象事業は再生可能エネルギーであり、十分な環境改善効果（CO2削減効果）が想定される。「第5次エネルギー基本計画」（2018年7月3日閣議決定）の中で、再生可能エネルギーを「主力電源化」していく方向性が示されている。具体的には、2030年に温室効果ガス26%削減を目標とし、その実現に向けての主な施策として、再生可能エネルギーの主力電源化への布石を打つものとされている。またさらには、2050年には、温室効果ガス80%削減を目指し、再生可能エネルギーを経済的に自立し脱炭素化した主力電源化にするとの方向性を示している。今回の調達資金の使途となる太陽光発電事業、風力発電事業等の再生可能エネルギー発電事業は、環境に適合したエネルギー需給構造の実現を目指す国の方向性に則ったものである。
- ・ 当社は、再生可能エネルギー事業への投資の際には、環境面などへの影響を確認することを目的に定められた「再生可能エネルギー事業投資ガイドライン」や「再生可能エネルギー事業投資取扱規定におけるチェックリスト」を用いる。R&Iは、当該ガイドライン及びチェックリストを入手し、本件フレームワークと共に、確認を行った。また、今次充当予定の太陽光発電事業に関するテクニカルレポート（発電量予測等）や環境に関する調査レポートを入手し併せて検討を行った。

- ・ (1) の観点では、事業用地の確保、主要な発電設備の選定、O&M体制等を踏まえ十分な事業性が見込めることを確認し、グリーンボンドの対象事業として高い環境改善効果（CO2削減効果）が期待できると判断した。
- ・ (2) の観点では、開発・運営時に必要な許認可の取得をはじめ周辺環境に配慮した対応がなされていることを確認し、環境面における潜在的にネガティブな効果への配慮がなされていると判断した。
- ・ また、将来、太陽光発電事業、風力発電事業以外の再生可能エネルギー事業を対象とする際には、これらの事業と同様の確認を行った上で充当する方針であることを確認した。

以上より、本フレームワークにおける調達資金の使途は、グリーンボンド原則2018及び環境省のグリーンボンドガイドライン2017年版に則ったものとなっていると判断した。



## 2. プロジェクトの評価と選定のプロセス: Process for Project Evaluation and Selection

グリーンボンドの調達資金が、環境問題の解決に資する事業に投資されるためには、発行体がなぜ対象事業を環境問題に資する事業であると考え、どのようにして選定したのかというプロセスが、明確かつ合理的である必要がある。

### 主な評価の根拠

- ・ 本フレームワークの内容の確認
- ・ 日立キャピタルの環境方針、グループ共通戦略、中期経営計画の確認
- ・ 対象事業全体の内容に関する確認

### 評価

- ・ 対象事業は当社の経営方針に基づく重要課題の一つである「持続的で安定したエネルギー資源」に則して選定される。
- ・ 各対象事業は十分な環境改善効果が見込め（かつ事業性を有し）、環境面や社会面における潜在的にネガティブな効果に対する配慮がなされている。
- ・ プロジェクトの評価と選定のプロセスについて、本フレームワークの内容から、当社の財務部、CSR推進部及び環境推進委員会が適格クライテリアに合致するプロジェクトを選定し、執行役社長兼CEOが最終決定するものとされている。複数部署が関係することより、対象事業の選定について、牽制・確認機能が確保され、さらには、経営トップの関与もあることから、組織的な取り組みがなされていると評価できる。

以上より、本フレームワークにおける対象事業の選定のプロセスは、グリーンボンド原則2018及び環境省のグリーンボンドガイドライン2017年版に則ったものとなっていると判断した。

### 3. 調達資金の管理: Management of Proceeds

グリーンボンドの調達資金が、環境問題の解決に資する事業に投資されるためには、調達資金が他の事業に使われず、確実に対象事業に充当される必要がある。

#### 主な評価の根拠

- ・ 本フレームワークの内容の確認

#### 評価

- ・ 調達資金の管理は管理フローに従い、財務部が行う。当該資金管理は、複数の者が関わる。
- ・ 調達後に資金充当する場合は、全額充当されるまで、資金充当状況やグリーンボンドの残高等を出納帳にて管理する。また、当該調達資金が充当されるまでの間、当該資金は、現金又は現金同等物にて管理される。
- ・ 本件において、万一資金充当予定のプロジェクトに資金が充当できない不測の事態が発生した場合においては、本件フレームワークで定める、別の再生可能エネルギー事業への投資資金となる予定である。
- ・ 調達資金の管理は、妥当な内容となっている。

以上より、本フレームワークにおける調達資金管理の方針は、グリーンボンド原則2018及び環境省のグリーンボンドガイドライン2017年版に則ったものとなっていると判断した。

#### 4. レポートिंग: Reporting

グリーンボンドの調達資金が、調達後、環境問題の解決に資する事業に投資されたことが明らかとなるためには、どのような事業にいつ充当され、その結果どのような環境改善効果があったかを、発行体がレポートिंगすることが期待される。

##### 主な評価の根拠

- ・ 本フレームワークの内容の確認

##### 評価

- ・ 本グリーンボンドのレポートिंगは、年次で、「日立キャピタルレポート」又は当社ウェブサイト上のいずれか（又は両方）にて、開示される予定である。
- ・ レポートिंगの項目は、以下となる。
  - 調達資金の充当額
  - 調達資金を充当した案件数
  - 資金充当された案件により発電された発電量（出力基準の理論値）
  - 資金充当された案件により削減されたCO2排出量
  - （守秘義務の観点から可能な限り、）資金充当された再生可能エネルギー投資（先）の概要
- ・ R&Iは、どのような事業にいつ資金が充当され、その結果どのような環境改善効果があったかを的確に把握できる内容であると考えている。

以上より、本フレームワークにおけるレポートिंगは、グリーンボンド原則2018及び環境省のグリーンボンドガイドライン2017年版に則ったものとなっていると判断した。

#### <総合評価>

R&Iは、R&Iグリーンボンドアセスメントの評価方法に則り、本フレームワークが、グリーンボンド原則2018及び環境省のグリーンボンドガイドライン2017年版に則ったものとなっていると判断した。

本セカンドオピニオンは、今回発行するグリーンボンドにのみ適用されるものであって、2回目以降に発行される際には、再度確認の上ニュースリリースを行う。

## ■ 本グリーンボンドに対する評価

R&Iは、R&Iグリーンボンドアセスメントの評価方法に則り、本グリーンボンドにおいて予定されている発行額や期間、具体的な対象プロジェクトの内容や充当スケジュール等が、本フレームワークの内容に則ったものとなっているか確認を行った。また、本フレームワークの内容や本グリーンボンドにおける具体的な対応の内容を踏まえ、本グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対する評価を行った。

### 1. 調達資金の使途: Use of Proceeds

- 本グリーンボンドの対象プロジェクトは、本フレームワークにおける対象事業に含まれる太陽光発電所であり、グリーンボンドフレームワークに則った内容となっている。
- R&Iは、本フレームワークに対する評価と同様に、(1) 各対象事業から十分な環境改善効果が見込めるか、(2) 開発、運営時において環境面における潜在的にネガティブな効果への配慮がなされているか、を確認した。
- 今次充当予定の太陽光発電事業に関するテクニカルレポート（発電量予測等）や環境に関する調査レポートを入手し併せて検討を行い、対象事業は十分な環境改善効果が見込まれ、環境面における潜在的にネガティブな効果に配慮して開発、運営がなされる方針であることを確認した。

対象となる太陽光発電事業の概要

プロジェクト名	所在地	発電規模	発電見込量	稼働予定時期
新見市太陽光発電所	岡山県新見市	36,402kw	38,270Mwh/年（※）	2020年第4四半期

※一般家庭1万世帯分相当の電力量

以上より、本グリーンボンドの資金使途は、環境問題の解決に資する程度が特に優れていると判断した。

### 2. プロジェクトの評価と選定のプロセス: Process for Project Evaluation and Selection

- 本グリーンボンドは、発行体が定めた本フレームワークに基づき、プロジェクトが選定されていることを確認した。
- R&Iは、本グリーンボンドのプロジェクトの評価と選定のプロセスは、明確かつ合理的であり、優れていると判断した。

### 3. 調達資金の管理: Management of Proceeds

- 本グリーンボンドは、発行体が定めた本フレームワークに基づき、調達資金が管理される予定であることを確認した。
- 本グリーンボンドの資金充当は、発行から1年程度の間完了する見込みである。
- R&Iは、本グリーンボンドの調達資金の管理方法は、適切に定められており、優れていると判断した。

#### 4. レポーティング: Reporting

- ・ 本グリーンボンドは、発行体が定めた本フレームワークに基づき、レポーティングが行われる予定であることを確認した。
- ・ R&Iは、本グリーンボンドのレポーティング方針は、内容、頻度の面から優れていると判断した。

#### 5. 発行体の環境活動

グリーンボンドの調達資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度は、発行体の環境活動への取り組み姿勢や取り組み実績が影響すると考えられる。これは、環境活動に関心が高く実績のある発行体の方が、調達資金を環境問題の解決に資する事業に充当し、遂行する可能性が高いと考えるためである。

- ・ 当社は、2005年に環境方針を策定し、その方針に基づくグループ共通戦略、中期経営計画を定め、再生可能エネルギーの導入を含む、環境・エネルギー事業に幅広く積極的に取り組んでいる。
- ・ 環境等への取り組み体制及び取り組み内容について、強化が見られる。2015年度に各部門長レベルからなるCSR推進委員会において、CSRの重要課題を明確化する等行っている(※2)。昨年には、CSR推進部を立ち上げ体制のさらなる強化を図り、SBT(Science Based Targets)の策定のプロジェクトに参画する等、活動を活発化させている。
- ・ 環境活動への取り組み姿勢は優れていると判断した。

※2 「日立キャピタルレポート 2018」 P6

[http://www.hitachi-capital.co.jp/hcc/company/pdf/2018/2018\\_hc\\_all.pdf](http://www.hitachi-capital.co.jp/hcc/company/pdf/2018/2018_hc_all.pdf)

「日立キャピタル環境活動 Web」



<http://www.hitachi-capital.co.jp/hcc/company/environment.html>


## ＜総合評価＞

以上より、本グリーンボンドは、発行体が定めた本フレームワークに基づき発行される予定であり、グリーンボンド原則 2018 及び環境省のグリーンボンドガイドライン 2017 年版の 4 要件に適合したグリーンボンドであると判断した。

また、R&I は、R&I グリーンボンドアセスメントに則り、本グリーンボンドの評価を行った。各項目の評価を基に総合評価を行い、R&I は評価対象のグリーンボンドの調達資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度が非常に高いと判断し、GA1（予備評価）を付与した。各項目における評価は、下記の通りである。

### 【項目別評価】

各項目を5段階で評価し、（最上位）から（最下位）で表示している。

項目	評価	概要
調達資金の使途		対象となる各事業は、十分な環境改善効果が見込めるほか、環境面における潜在的にネガティブな効果に配慮して開発、運営がなされている。環境問題の解決に資する程度が特に優れていると判断した。
プロジェクトの評価と選定のプロセス		本グリーンボンドのプロジェクトの評価と選定のプロセスは、明確かつ合理的であり、優れていると判断した。
調達資金の管理		本グリーンボンドの調達資金の管理方法は、適切に定められており、優れていると判断した。
レポート		本グリーンボンドのレポート方針は、内容、頻度の面から優れていると判断した。
発行体の環境活動		環境に関する方針・体制を構築し、ビジョンに基づき目標およびアクションプランを設定、これに沿って事業および環境保全への各種取り組みを推進している。発行体の環境活動への取組み姿勢は優れていると判断した。

R&Iグリーンボンドアセスメントの評価方法は以下のホームページに公開されています。

[https://www.r-i.co.jp/rating/products/green\\_bond/assessment.html](https://www.r-i.co.jp/rating/products/green_bond/assessment.html)

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

R&Iが評価対象の評価に用いる評価方法は、R&Iが独自の分析、研究等に基づいて作成したR&Iの意見の表明にすぎず、R&Iは、評価方法の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。また、R&Iは、評価方法の開示によって、いずれかの者の投資判断や財務等に関する助言を行い、又は投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、評価方法の内容、使用等に関して使用者その他の第三者に発生する損害等につき、請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、何ら責任を負いません。評価方法に関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

## グリーンボンド／グリーンボンド・プログラム

### 独立した外部レビューフォーム

#### セクション 1. 基本情報

発行体名：日立キャピタル株式会社

グリーンボンドの ISIN 又は 発行体のグリーンボンド発行に関するフレームワーク名（該当する場合）：

独立した外部レビュー実施者名：格付投資情報センター

本フォーム記入完了日：2019年2月4日

レビュー発表日：2019年2月4日

#### セクション 2. レビュー概要

##### レビュー範囲

必要に応じて、レビューの範囲を要約するために以下の項目を利用又は採用する。

本レビューでは、以下の要素を評価し、グリーンボンド原則（以下、GBP）との整合性を確認した：

- |   |   |
|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 調達資金の使途 | <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクトの評価と選定のプロセス |
| <input checked="" type="checkbox"/> 調達資金の管理 | <input checked="" type="checkbox"/> レポートニング           |

##### 独立した外部レビュー実施者の役割

- |   |  |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> セカンドオピニオン | <input type="checkbox"/> 認証                            |
| <input type="checkbox"/> 検証                   | <input checked="" type="checkbox"/> スコアリング/レーティング（格付け） |
| <input type="checkbox"/> その他（ご記入ください）：        |  |

注記：複数のレビューを実施又は異なる複数のレビュー実施者が存在する場合、それぞれ別々の用紙にご記入ください。

Latest update: June 2018

■お問合せ先：マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL. 03-6273-7471 E-mail. infodept@r-i.co.jp

■報道関係のお問合せ先：経営企画室（広報担当） TEL. 03-6273-7273

格付投資情報センター 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地 テラススクエア <https://www.r-i.co.jp>

R&I グリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&I グリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第 299 条第 1 項第 28 号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。R&I グリーンボンドアセスメントは、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&I は、R&I グリーンボンドアセスメントに際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&I は、R&I グリーンボンドアセスメント（変更・取り下げ等を含む）に関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。R&I グリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき <https://www.r-i.co.jp/docs/policy/site.html> をご覧下さい。



レビューのエグゼクティブサマリーおよび/またはレビュー全文へのリンク (該当する場合)

【R&I グリーンボンドアセスメント】

R&I は、R&I グリーンボンドアセスメントに定める評価方法に従い、本グリーンボンドの調達資金が環境問題の解決に資する事業に投資される程度が非常に高いと判断し、GA1 (予備評価) を付与した。なお、本件は予備評価であり、最終的な発行内容などを確認し、改めて評価を行う。

【グリーンボンド原則等に適合する旨のセカンドオピニオン】

グリーンボンドフレームワークがグリーンボンド原則 2018 及び環境省のグリーンボンドガイドライン 2017 年版に則ったものである旨のセカンドオピニオンを提供する。

レビュー全文は、本リリースの本文を参照。

### セクション 3. レビュー詳細

レビュー実施者には可能な限り以下の情報を提供し、レビュー範囲を説明するためにコメントセクションを利用するよう推奨する。

#### 1. 調達資金の使途

セクションに関する全般的なコメント (該当する場合) :

<本フレームワークについて>

- 本フレームワークでは、調達資金は、当社又は当社の子会社が行う太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギー発電事業に係る設備購入資金等に必要な費用に充当される。対象事業は、新規に開発する発電事業か、稼働開始から 2 年以内の事業に限定されている。また、子会社が行う事業に充当する場合は当社からの貸付金が直接的な資金使途となる。
- R&I は、当面の対象事業として想定されている太陽光発電事業と風力発電事業について、(1) 各対象事業から十分な環境改善効果が見込めるか、(2) 開発、運営時において環境面における潜在的にネガティブな効果への配慮がなされているかについて、面談や書面等にて確認を行い、問題がないと判断した。以下その理由を記載する。
- 対象事業は再生可能エネルギーであり、十分な環境改善効果 (CO2 削減効果) が想定される。「第 5 次エネルギー基本計画」(2018 年 7 月 3 日閣議決定) の中で、再生可能エネルギーを「主力電源化」していく方向性が示されている。具体的には、2030 年に温室効果ガス 26%削減を目標とし、その実現に向けての主な施策として、再生可能エネルギーの主力電源化への布石を打つものとされている。またさらには、2050 年には、温室効果ガス 80%削減を目指し、再生可能エネルギーを経済的に自立し脱炭素化した主力電源化にするとの方向性を示している。今回の調達資金の使途となる太陽光発電事業、風力発電事業等の再生可能エネルギー発電事業は、環境に適合したエネルギー需給構造の実現を目指す国の方向性に則ったものである。

- ・当社は、再生可能エネルギー事業への投資の際には、環境面などへの影響を確認することを目的に定められた「再生可能エネルギー事業投資ガイドライン」や「再生可能エネルギー事業投資取扱規定におけるチェックリスト」を用いる。R&Iは、当該ガイドライン及びチェックリストを入手し、本件フレームワークと共に、確認を行った。また、今次充当予定の太陽光発電事業に関するテクニカルレポート（発電量予測等）や環境に関する調査レポートを入手し併せて検討を行った。
- ・（1）の観点では、事業用地の確保、主要な発電設備の選定、O&M体制等を踏まえ十分な事業性が見込めることを確認し、グリーンボンドの対象事業として高い環境改善効果（CO2削減効果）が期待できると判断した。
- ・（2）の観点では、開発・運営時に必要な許認可の取得をはじめ周辺環境に配慮した対応がなされていることを確認し、環境面における潜在的にネガティブな効果への配慮がなされていると判断した。
- ・また、将来、太陽光発電事業、風力発電事業以外の再生可能エネルギー事業を対象とする際には、これらの事業と同様の確認を行った上で充当する方針であることを確認した。

以上より、本フレームワークにおける調達資金の用途は、グリーンボンド原則 2018 及び環境省のグリーンボンドガイドライン 2017 年版に則ったものとなっていると判断した。

#### <本グリーンボンドについて>

- ・本グリーンボンドの対象プロジェクトは、本フレームワークにおける対象事業に含まれる太陽光発電所であり、グリーンボンドフレームワークに則った内容となっている。
- ・R&Iは、本フレームワークに対する評価と同様に、（1）各対象事業から十分な環境改善効果が見込めるか、（2）開発、運営時において環境面における潜在的にネガティブな効果への配慮がなされているか、を確認した。
- ・今次充当予定の太陽光発電事業に関するテクニカルレポート（発電量予測等）や環境に関する調査レポートを入手し併せて検討を行い、対象事業は十分な環境改善効果が見込まれ、環境面における潜在的にネガティブな効果に配慮して開発、運営がなされる方針であることを確認した。

#### 対象となる太陽光発電事業の概要

プロジェクト名	所在地	発電規模	発電見込量	稼働予定時期
新見市太陽光発電所	岡山県新見市	36,402kw	38,270Mwh/年（※）	2020年第4四半期

※ 一般家庭 1 万世帯分相当の電力量

以上より、本グリーンボンドの資金用途は、環境問題の解決に資する程度が特に優れていると判断した。

## GBP による調達資金の用途カテゴリ：

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー   | <input type="checkbox"/> エネルギー効率                 |
| <input type="checkbox"/> 汚染防止および管理   | <input type="checkbox"/> 生物自然資源および土地利用に係る環境持続型管理 |
| <input type="checkbox"/> 陸上および水生生物の多様性の保全  | <input type="checkbox"/> クリーン輸送                  |
| <input type="checkbox"/> 持続可能な水資源および廃水管理   | <input type="checkbox"/> 気候変動への適応                |
| <input type="checkbox"/> 高環境効率商品、環境適応商品、環境に配慮した生産技術およびプロセス                                 | <input type="checkbox"/> グリーンビルディング（環境配慮型ビル）     |
| <input type="checkbox"/> 発行時には知られていなかったが現在 GBP カテゴリへの適合が予想されている、又は、GBP でまだ規定されていないその他の適格分野 | <input type="checkbox"/> その他（ご記入ください）：           |

GBP の事業区分に当てはまらない場合で、環境に関する分類がある場合は、ご記入ください：

## 2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

セクションに関する全般的なコメント（該当する場合）：

＜本フレームワークについて＞

- ・対象事業は当社の経営方針に基づく重要課題の一つである「持続的で安定したエネルギー資源」に則して選定される。
- ・各対象事業は十分な環境改善効果が見込め（かつ事業性を有し）、環境面や社会面における潜在的にネガティブな効果に対する配慮がなされている。
- ・プロジェクトの評価と選定のプロセスについて、本フレームワークの内容から、当社の財務部、CSR 推進部及び環境推進委員会が適格クライテリアに合致するプロジェクトを選定し、執行役社長兼 CEO が最終決定するものとされている。複数部署が関係することより、対象事業の選定について、牽制・確認機能が確保され、さらには、経営トップの関与もあることから、組織的な取り組みがなされていると評価できる。

以上より、本フレームワークにおける対象事業の選定のプロセスは、グリーンボンド原則 2018 及び環境省のグリーンボンドガイドライン 2017 年版に則ったものとなっていると判断した。

### <本グリーンボンドについて>

- ・本グリーンボンドは、発行体が定めた本フレームワークに基づき、プロジェクトが選定されていることを確認した。
- ・R&Iは、本グリーンボンドのプロジェクトの評価と選定のプロセスは、明確かつ合理的であり、優れていると判断した。

### 評価と選定

- |  |  |
|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 十分な発行体の環境面での持続可能性に係る目標がある            | <input checked="" type="checkbox"/> 文書化されたプロセスにより、定義された事業区分にプロジェクトが適合すると判断される      |
| <input checked="" type="checkbox"/> グリーンボンドの適格プロジェクトを定義した透明性の高いクライテリアがある | <input checked="" type="checkbox"/> 文書化されたプロセスにより、プロジェクトに関連する潜在的な ESG リスクは特定・管理される |
| <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクトの評価と選定のためのクライテリアの概要が、公表される     | <input type="checkbox"/> その他（ご記入ください）：   |

### 責任およびアカウンタビリティに関する情報

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 外部機関の助言または検証を受けた評価／選定基準である | <input checked="" type="checkbox"/> 組織内で定められた評価基準である |
| <input type="checkbox"/> その他（ご記入ください）：              |  |

### 3. 調達資金の管理

#### セクションに関する全般的なコメント（該当する場合）：

##### <本フレームワークについて>

- ・調達資金の管理は管理フローに従い、財務部が行う。当該資金管理は、複数の者が関わる。
- ・調達後に資金充当する場合は、全額充当されるまで、資金充当状況やグリーンボンドの残高等を出納帳にて管理する。また、当該調達資金が充当されるまでの間、当該資金は、現金又は現金同等物にて管理される。
- ・本件において、万一資金充当予定のプロジェクトに資金が充当できない不測の事態が発生した場合においては、本件フレームワークで定める、別の再生可能エネルギー事業への投資資金となる予定である。
- ・調達資金の管理は、妥当な内容となっている。

以上より、本フレームワークにおける調達資金管理の方針は、グリーンボンド原則 2018 及び環境省のグリーンボンドガイドライン 2017 年版に則ったものとなっていると判断した。

#### <本グリーンボンドについて>

- ・本グリーンボンドは、発行体が定めた本フレームワークに基づき、調達資金が管理される予定であることを確認した。
- ・本グリーンボンドの資金充当は、発行から1年程度の間完了する見込みである。
- ・R&Iは、本グリーンボンドの調達資金の管理方法は、適切に定められており、優れていると判断した。

#### 調達資金の追跡管理：

- グリーンボンドの調達資金は、発行体により適切な方法で分別又は追跡管理される
- 未充当資金について、想定される一時的な運用方法の種類が開示される
- その他（明記ください）：

#### 追加的な開示：

- 将来の投資にのみ充当
- 既存および将来の投資に充当
- 個別単位の支出に充当
- ポートフォリオ単位の支出に充当
- 未充当資金のポートフォリオを開示する
- その他（ご記入ください）：

#### 4. レポーティング

##### セクションに関する全般的なコメント（該当する場合）：

##### <本フレームワークについて>

- ・本グリーンボンドのレポーティングは、年次で、「日立キャピタルレポート」又は当社ウェブサイト上のいずれか（又は両方）にて、開示される予定である。
- ・レポーティングの項目は、以下となる。  
調達資金の充当額  
調達資金を充当した案件数  
資金充当された案件により発電された発電量（出力基準の理論値）  
資金充当された案件により削減されたCO2排出量  
（守秘義務の観点から可能な限り、）資金充当された再生可能エネルギー投資(先)の概要
- ・R&Iは、どのような事業にいつ資金が充当され、その結果どのような環境改善効果があったかを的確に把握できる内容であると考えている。

以上より、本フレームワークにおけるレポーティングは、グリーンボンド原則2018及び環境省のグリーンボンドガイドライン2017年版に則ったものとなっていると判断した。

<本グリーンボンドについて>

- ・本グリーンボンドは、発行体が定めた本フレームワークに基づき、レポーティングが行われる予定であることを確認した。
- ・R&I は、本グリーンボンドのレポーティング方針は、内容、頻度の面から優れていると判断した。

調達資金の使途に関するレポーティング：

- |  |  |
|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト単位 | <input type="checkbox"/> プロジェクトポートフォリオ単位 |
| <input type="checkbox"/> 個別債券単位              | <input type="checkbox"/> その他（明記ください）：    |

レポーティングされる情報：

- |  |   |
|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 充当した資金の額 | <input type="checkbox"/> 投資総額に占めるグリーンボンドによる調達額の割合 |
| <input type="checkbox"/> その他（明記ください）：        |   |

頻度：

- |  |                                |
|--|--------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 年次 | <input type="checkbox"/> 半年に一度 |
| <input type="checkbox"/> その他（明記ください）：  |                                |

環境改善効果に関するレポーティング：

- |  |  |
|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト単位 | <input type="checkbox"/> プロジェクトポートフォリオ単位 |
| <input type="checkbox"/> 個別債券単位              | <input type="checkbox"/> その他（明記ください）：    |

頻度：

- |  |                                |
|--|--------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 年次 | <input type="checkbox"/> 半年に一度 |
| <input type="checkbox"/> その他（明記ください）：  |                                |

レポーティングされる情報（計画又は実績）：

- |   |  |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 温室効果ガス排出量／削減量 | <input type="checkbox"/> エネルギー削減量            |
| <input type="checkbox"/> 水使用量の減少                  | <input type="checkbox"/> その他 ESG 指標（明記ください）： |

## 開示方法

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 財務報告書に掲載  | <input checked="" type="checkbox"/> サステナビリティ報告書に掲載                       |
| <input type="checkbox"/> 臨時に発行される文書に掲載   | <input checked="" type="checkbox"/> その他 (明記ください) : ウェブサイト又は「日立キャピタルレポート」 |
| <input type="checkbox"/> レポーティングは外部レビュー済 (該当する場合は、レポートのどの部分が外部レビューの対象であるか明記してください) : |  |

該当する場合は、「有益なリンク」のセクションに、報告書の名称、発行日を明記してください。

有益なリンク (例えば、レビュー実施者の評価方法や実績、発行体の文書等。)

R&I グリーンボンドアセスメント評価方法

[https://www.r-i.co.jp/rating/products/green\\_bond/assessment.html](https://www.r-i.co.jp/rating/products/green_bond/assessment.html)

該当する場合は、利用可能なその他外部レビューをご記入ください  
実施されるレビューの種類 :

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> セカンドオピニオン       | <input type="checkbox"/> 認証                  |
| <input type="checkbox"/> 検証              | <input type="checkbox"/> スコアリング/レーティング (格付け) |
| <input type="checkbox"/> その他 (ご記入ください) : |  |

レビュー実施者 :

発表日 :

## GBP で定義された独立した外部レビュー機関の役割について

- (i) セカンドオピニオン：発行体の支配下でない環境面の専門性を有する機関がセカンドオピニオンを提供する。オピニオンの提供者は発行体のグリーンボンドフレームワーク構築のためのアドバイザーから独立しているべきである。そうでなければ情報隔壁を設けるなど、セカンドオピニオンの独立性を確保するための措置をとることになる。オピニオンは通常はGBPへの適合性評価を基本とする。特に環境面での持続可能性に関する包括的な目標、戦略、方針、プロセスの評価と、調達資金を充当するプロジェクトの種類に応じた環境面の特徴に対する評価を含むことができる。
- (ii) 検証：発行体は、事業プロセスや環境基準などに関連づけて設定する基準に対して独立した検証を受けることができる。検証は、内部基準や外部基準あるいは発行体が作成した要求との適合性に焦点を当てるものになる。また原資産の環境面での持続可能性に係る特徴についての評価を検証と称し、外部クライテリアを参照することがある。さらにグリーンボンドで調達される資金の内部追跡管理方法とその資金の充当状況、環境面での影響、GBPのレポートと適合性に関する保証や証明も検証と呼ぶことがある。
- (iii) 認証：発行体は、グリーンボンドやそれに関連するグリーンボンド・フレームワーク、または調達資金の使途について、一般に認知されているグリーン基準やグリーンラベルへの適合性に係る認証を受けることができる。グリーン基準やグリーンラベルは具体的なクライテリアを定義したもので、通常は認証クライテリアとの適合性を、検証などの手法を用いて、資格認定された第三者機関が確認する。
- (iv) スコアリング/レーティング（格付け）：発行体は、グリーンボンド、それに関連するグリーンボンド・フレームワーク、調達資金の使途などの特徴について、専門的な調査機関や格付け機関の資格を有する第三者機関から、それぞれの機関が確立した評価手法に基づく査定や評価を受けることができる。評価結果には、環境面のパフォーマンスデータ、GBPに関連するプロセス、2°C目標のようなベンチマークなどに焦点を当てたものが含まれることがある。このようなスコアリングや格付けは、信用格付（たとえその中に重要な環境面のリスクが反映されているとしても）とはまったく異なったものである。